

仙台市スポーツ推進計画検討委員会の設置について

1 設置の目的

令和 4 年に策定された「仙台市スポーツ推進計画 2022-2031」においては、計画の進捗状況、社会情勢、国の政策動向等の変化に応じて、中間年（令和 8 年度）に必要な見直しを実施するものとしている。

計画策定に際しては、仙台市スポーツ推進審議会からスポーツ振興に関する提言や答申をいただくとともに、検討委員会を設置し検討を重ねてきた。計画の中間見直しにおいても、集中的に議論を行うため、審議会に加え「仙台市スポーツ推進計画検討委員会」を設置するもの。

2 委員の選出について

「仙台市スポーツ推進審議会に関する条例」第 8 条に基づき、審議会での承認を経て選出する。

～抜粋～	
仙台市スポーツ推進審議会に関する条例	
(委任)	
第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項については、審議会が定める。	

(1)人数 8 名以内

(2)任期 検討委員会設置の日から令和 8 年 11 月 17 日

※審議会委員の改選により、再選された委員については、計画の改訂版策定の日の前日まで

(3)委員（案） 別紙 1 のとおり

3 計画の中間見直しスケジュール（予定）

年度	月	仙台市スポーツ推進審議会	仙台市スポーツ推進計画検討委員会
7	6	検討委員会を設置	
	8		市民意識調査について
	9	市民意識調査について	
	11～12	市民意識調査	
	12	仙台市スポーツ賞について	
	2		市民意識調査の結果について
8	6	市民意識調査の結果について	計画（改訂版）骨子について
	11	審議会委員（検討委員会）改選	
	11	計画（改訂版）中間案について	
	12	仙台市スポーツ賞について	
	1		計画（改訂版）最終案について
	2	計画（改訂版）最終案について	
	3	仙台市スポーツ推進計画2022-2031（改訂版）策定	